

第1 盛岡市保健所運営協議会

盛岡市保健所条例

平成19年12月25日

条例第77号

(趣旨)

第1条 この条例は、地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定に基づき、保健所に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
盛岡市保健所	盛岡市神明町3番29号	市の全区域

(保健所運営協議会)

第3条 地域保健法第11条の規定に基づき、盛岡市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

3 委員は、医療関係団体の代表者若しくは職員又は知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5条 協議会は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

盛岡市保健所運営協議会委員

(任期 平成22年4月1日～平成24年3月31日)

委員氏名	構成団体	役職等
石川 洋一	盛岡東警察署	副署長
伊東 碩子	社団法人岩手県栄養士会	会長
岩 舘 仁	社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会	事務局長
臼井 康雄	社団法人盛岡市医師会	会長
尾形 盛幸	財団法人岩手県生活衛生営業指導センター	専務理事
勝山 トシ子	盛岡市保健推進員協議会	会長
加藤 章信	盛岡市立病院	事業管理者
釜石 江利子	盛岡市学校保健会	事務局員
坂田 清美	学校法人岩手医科大学	教授
佐々木 由勝	玉山区自治会連絡協議会	副会長
佐藤 康子	盛岡市食生活改善推進員団体連絡協議会	会長
柴田 理	社団法人盛岡市歯科医師会	会長
白澤 國雄	社団法人岩手県食品衛生協会盛岡市支会	支会長
立身 政信	国立大学法人岩手大学	岩手大学 保健管理センター長, 教授
長澤 涼子	盛岡市町内会連合会	みたけ五丁目町内会長
畑澤 昌美	盛岡薬剤師会	副会長
舟山 道夫	公募委員	
皆川 ミエ子	盛岡市地域女性団体連絡協議会	副会長
米沢 美子	社団法人岩手県看護協会盛岡地区支部	支部長
和井内 信行	盛岡商工会議所	事務局長

第2 盛岡市感染症診査協議会

盛岡市感染症診査協議会条例

平成19年12月25日

条 例 第 6 1 号

(趣旨)

第1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第6項の規定に基づき、盛岡市感染症診査協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 協議会は、必要に応じて関係行政機関の職員その他委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

盛岡市感染症診査協議会委員

氏名	区分	所属等
武内健一	医師	岩手県立中央病院 副院長兼診療部長
杉江琢美	医師	独立行政法人国立病院機構盛岡病院 呼吸器科医長
加藤章信	医師	盛岡市立病院 事業管理者
高橋洋子	学識経験者	元岩手県保健福祉部次長
石堂 淳	学識経験者	岩手県立大学 総合政策学部教授